

吹田市立教育センター非常勤職員（発達相談員）募集要項

- 1 募集人員 1名
- 2 採用予定 平成30年4月1日以降
- 3 勤務条件
 - (1) 勤務場所 吹田市立教育センター（吹田市出口町2番1号）
 - (2) 勤務内容 発達相談に関わる業務。
 - (3) 勤務日 勤務日数は、週4日とする。
 - (4) 勤務時間 勤務時間は、週29時間で、午前9時00分から午後5時00分まで（休憩時間45分を含む）とする。
※公務のため臨時又は緊急の場合には、勤務時間以外の時間に勤務を命ずることがあります。
 - (5) 週休日 日曜日、土曜日及び月曜日から金曜日までにおいて勤務を要しない日
 - (6) 休日 国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日
 - (7) 報酬 月額199,700円（平成30年1月現在。採用時点で改定されている可能性があります。）
交通費は、月額48,800円（予定）を限度として支給する。
（吹田市教育委員会事務局非常勤職員の報酬に関する規程による。）
 - (8) 委嘱期間 採用日から平成31年3月31日とする。
（勤務成績が良好な場合は、再委嘱することがある。）
 - (9) 社会保険 健康保険、厚生年金保険、雇用保険及び労働者災害補償保険
 - (10) その他の勤務条件 吹田市非常勤職員の休暇に関する規程及び吹田市立教育センター非常勤職員勤務時間等運用基準等による。
- 4 募集期間 平成30年2月19日（月）～平成30年3月2日（金）
- 5 受験資格 作業療法士の資格を有し、実務経験が1年以上ある者、又は特別支援教育士の資格を有する者。ただし、次のいずれかに該当する人は、受験できません。
（地方公務員法第16条）
 - (1) 成年被後見人又は被保佐人（民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者を含む。）
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (3) 吹田市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - (4) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
 - (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 6 申込方法 上記募集期間の午前9時～午後5時に吹田市立教育センターまで所定の「吹田市立教育センター非常勤職員（発達相談員）採用候補者試験申込書及び受験票」を持参のこと（郵送不可）※土・日を除く
- 7 試験方法 口述試験（個別面接）、筆記試験（一般職業適性検査）

- 8 試験日 平成30年3月3日(土)午後1時から
- 9 試験会場 吹田市立教育センター(吹田市出口町2番1号)
- 10 採用通知 採用予定者には、3月9日(金)までに郵送にて通知する。
なお、採用予定者は健康診断を受診することとする。
- 11 その他注意事項
- (1) 試験申込書及び受験票の記載事項に不備のないよう十分注意してください。(試験申込書と受験票には、必ず同一の写真を貼ってください。)
 - (2) 試験申込書及び受験票の記載事項に不備がある場合には、お返しすることがあります。このために生じた申込みの遅延等については、責任を負いませんので受験手続きには十分注意してください。
 - (3) 試験申込書及び受験票を受け付けた後、受験票を返却します。試験当日はこの受験票がないと受験できませんので必ず持参してください。
 - (4) 試験に関する提出書類は、一切お返ししません。
 - (5) 受験に際して市が収集する個人情報、今回の採用候補者試験の円滑な遂行のために用い、それ以外の目的には一切使用しません。また、吹田市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。

【問合せ先】

吹田市立教育センター

〒564-0072 吹田市出口町2-1 3階 事務室

TEL: 06-6388-1455